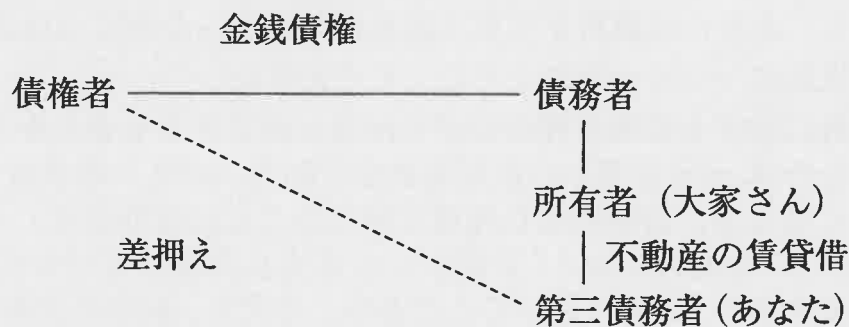


まずお読みください

(賃料ナ用)

債権差押命令とは？

- ① 今回あなたに送られた債権差押命令の当事者の関係は、下の図のとおりです。ですから、まず、命令書の「当事者目録」に書いてある名前をそれぞれあてはめて内容を確認してください。



- ② 《債権者》は、《債務者》がお金を支払ってくれないので、《所有者》の財産である賃料の差押えを裁判所に申し立てました。そこで、裁判所がこの申立てを審査し、今回の債権差押命令が出されたわけです。

*なお、上の図では《債務者》と《所有者》を分けて書いていますが、このふたつが同一人であることもあります。この場合は、命令書に《債務者兼所有者》と書かれていますから以下の説明で《所有者》と書いてあるところを、《債務者兼所有者》と読み替えてご覧ください。

- ③ ところで、あなたのことを第三債務者と表示していますが、これは法律によって定められている呼び方で、あなたが所有者に賃料を払う立場にあるためにそのように言うだけで、《債権者》と《債務者》との間のお金の支払をめぐる争いには直接は関係ありませんので、ご安心ください。しかし、この差押命令があなたに送られたことにより、法律の規定に従って一定のことをしていただくかなければなりません。そこで、次にそのことを説明しますので、その説明をよく読んで、書かれたとおりにしてください。

これからの手続は？

(注・以下の数字は、陳述書の各項の数字に対応するものではありません(陳述書という用紙が同封されている場合)。)

- ① あなたは、「差押債権目録」または「物件目録」に書いてある不動産を《所有者》から借りていますか？
はい → ②③④に進んでください。
いいえ → ②に書かれたことをしていただければそれで終わりです。
- ② 送られてきた債権差押命令書に陳述書という用紙が同封されている場合、これに必要なことを書き込んで2通作り、同封の返信用封筒で《債権者》と裁判所に1通ずつ送ってください。
- ③ あなたが《所有者》に対して払っている賃料は、今後は、この命令の「差押債権目録」に書いてある額に達するまで、《所有者》に支払ってはいけません。
- ④ しかし、あなたに賃料を支払う義務がなくなったわけではありませぬのでその支払については次のようにしてください。

★ 賃料に対する債権差押命令が今回送られてきたものしかない場合
あなたは、《債権者》に直接賃料を支払う(※1)か供託する(※2)ことによって、賃料の支払義務を免れることとなります。

(※1) この場合には、《債権者》から支払方法等について連絡があるはずですから、これに従ってください。ただし、法律によると《債権者》があなたから直接賃料を取り立てることができるようになるには、この命令が《所有者》に届いてから1週間を過ぎていることが必要です。^(注)《債権者》は「送達通知書」という文書を持っていますので、これを見て差押命令が《所有者》に届いた日付を確認してください。

(注) 1週間の経過とは、債務者送達日の翌日を1日目(公示送達を除く。)として、7日目が1週間の末日ですので、その日の経過となります。7日目が土曜、日曜、祝日、年末年始であるときは、末日が平日になるまで繰り越されます。

★ 賃料に対する債権差押命令などが今回送られてきたもの以外にも送られている場合

この差押命令のほかに、債権差押命令・債権差押処分・債権仮差押命令を受け取っている場合は、あなたは賃料を供託しなければなりません。そして、供託をすれば、あなたは賃料の支払義務を免れることとなります。

(※2) 供託をしたときは、その都度、同封されている「事情届」という用紙に必要なことを書き込んで、これに供託書正本(原本)を添えて、最初に送られてきた差押命令(仮差押命令を除く。)または差押処分を出した裁判所に必ず提出してください(なお、供託が複数回にわたるときは、あらかじめ「事情届」の用紙をコピーして使用してください)。

(注) 滞納処分による差押えが先にされているときには、滞納処分をした官署に提出することとなります。

なお、供託については、裁判所とは別の法務局という役所で取り扱っていますので、最寄りの法務局にお尋ねください。

陳 述 書

令和 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部 御中

第三債務者

(電)

下記のとおり陳述します。(担当)

〔該当する答の□にレ点をつけ、必要な事項を記入してください。〕

1 本件不動産を〔次のイロのうちから、一つを選択してください。〕、

イ 借りていない。→以下の記入は不要ロ 現在借りている。→A 別の人から借りている。→以下の記入は不要B 所有者から借りている。

→現在支払っている賃料等の額〔差し押さえられているものにレ点をつけ、金額等を記入してください。〕

 賃料 月額 円 管理費 月額 円 共益費 月額 円 その他 () 月額 円

2 差し押さえられた賃料等を債権者に、

イ 支払う。(令和 年 月分以降の賃料等)ロ 支払わない。

(理由)

A 差し押さえられた賃料等について、差押債権者に優先する質権者がいる。

→質権者の住所 ()

氏名 ()

質権の被担保債権の範囲(額) ()

質権設定通知を受けた年月日 (令和 年 月 日)

B 差し押さえられた賃料等について、差押債権者に優先する債権譲渡通知を受けている。

→譲受人の住所 ()

氏名 ()

譲渡された賃料等の範囲(額) ()

債権譲渡通知を受けた年月日 (令和 年 月 日)

C その他 ()

